② 立入規制・風評被害による経済的損失

火山周辺は雄大な景観や温泉に恵まれ，観光地となっていることが多いが，火山活動が高まった際には，立入規制区域の設定により当該区域において経済活動が制限されることに加え，立入規制区域外で，本来，観光客を受け入れ可能な地域においても，観光客数が減少してしまうおそれがある。

このような経済的影響が長期化し，自助・共助では対応しきれない多大な損失が発生する場合には，個々の火山災害の実情に応じ，国や地方公共団体がそれぞれの役割から，可能な支援を検討することが必要である。また，特に風評被害の発生を防止するため，国及び地方公共団体は，立入規制区域を明確に示し，様々な手段による正確な情報発信に努める必要がある。

なお，経済的損失を軽減させるために立入規制区域の範囲を過小に設定することはあってはならないが，その区域は真に必要な範囲に限定することが必要であり，あらかじめ，「噴火警戒レベル」ごとに詳細な規制範囲を検討しておくことが重要である。

○内閣府告示第十四号

活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項の規定に基づき，次の表の上欄に掲げる火山に係る火山災害警戒地域を，それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり指定したので，同条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

火山災害警戒地域

火山	都道府県	市町村
アトサヌプリ	北海道	弟子屈町
雌阿寒岳	北海道	釧路市、足寄町、白糠町
大雪山	北海道	上川町、東川町、美瑛町
十勝岳	北海道	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、新得町
樽前山	北海道	苫小牧市、千歳市、白老町
倶多楽	北海道	登別市、白老町
有珠山	北海道	伊達市、壮瞥町、洞爺湖町
北海道駒ヶ岳	北海道	七飯町、鹿部町、森町
恵山	北海道	函館市
岩木山	青森県	弘前市、鰺ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町
八甲田山	青森県	青森市、十和田市
十和田	青森県	十和田市
	秋田県	鹿角市、小坂町
秋田焼山	秋田県	鹿角市、仙北市
岩手山	岩手県	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町
秋田駒ヶ岳	岩手県	雫石町
	秋田県	仙北市
鳥海山	秋田県	由利本荘市、にかほ市
	山形県	酒田市、遊佐町
栗駒山	岩手県	一関市
	宮城県	栗原市
	秋田県	湯沢市、東成瀬村
蔵王山	宮城県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
	山形県	山形市、上山市
吾妻山	山形県	米沢市
	福島県	福島市、猪苗代町
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村
那須岳	福島県	下郷町、西郷村
	栃木県	那須塩原市、那須町
日光白根山	栃木県	日光市
	群馬県	沼田市、片品村
草津白根山	群馬県	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町
	長野県	高山村
浅間山	群馬県	長野原町、嬬恋村
	長野県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町
新潟焼山	新潟県	糸魚川市、妙高市
	長野県	小谷村
弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町
焼岳	長野県	松本市
	岐阜県	高山市